



CONTENTS

所感	2	社会保険労務士より	7
司法書士より	3	相続税	8~9
源泉所得税とは	4	役員報酬と法人税	10
確定申告を振り返って	5	相続放棄の熟慮期間	11
簡易課税制度について	6	税務カレンダー	12

所 感

春の訪れとともに、新しい年度がスタートいたしました。街の景色も、どこか軽やかで前向きな空気に包まれているように感じます。

この時期は、企業にとっても人の動きや組織体制の見直しなど、変化の多いタイミングです。新たな挑戦に踏み出す一方で、これまでの取り組みを振り返り、足元を見つめ直す良い機会でもあります。



一方で、足元では中東地域を巡る緊張の高まりなど、国際情勢は一段と不安定さを増しております。状況によってはエネルギー価格や物価の上昇を通じて、企業経営にも無視できない影響が及ぶ可能性があります。こうした外部環境の変化は、これまで以上に経営判断の難しさを増しているといえるでしょう。さらには人手不足の深刻化など、経営に影響を与える要素は引き続き多く、先行きの不透明感も残っています。こうした状況においては、短期的な対応に加え、中長期的な視点での備えがより一層重要になってきます。

2026年4月から適用される税制改正は、単なる制度変更にとどまらず、「物価上昇時代における税のあり方」を強く意識した内容となっています。

注目すべきは、いわゆる「年収の壁」の見直しです。昨年2025年の見直しに引き続き、課税最低限が178万円へ引き上げられたことにより、これまで就業調整を余儀なくされていたパート・アルバイト層の働き方に変化が生じる可能性があります。

また、今回の改正では、基礎控除等を物価に応じて見直す仕組みが導入されました。これは、インフレ下における実質的な税負担増を抑制するものであり、今後の税制運営の方向性を示す重要な一歩といえます。企業経営においても、「前提としての物価上昇」を織り込んだ意思決定が一層求められる局面に入ったといえるでしょう。

さらに、中小企業実務の観点では、少額減価償却資産の特例が40万円未満（現行30万円未満）へ拡充されました。加えて、福利厚生に関する非課税枠の拡大として、使用者からの食事補助の非課税額が月額7,500円に引き上げ（従来3,500円）、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭の非課税額が1回650円以下に引き上げ（現行300円）され、人材確保・定着に向けた施策の幅が広がっています。



私どもも、日々の業務を通じて、単なる数字の確認にとどまらず、お客様の経営判断に資する情報提供を心がけてまいります。変化の時代だからこそ、基本を大切にしながら、柔軟な対応を積み重ねていくことが重要であると考えております。

本年度も、引き続きよろしくご依頼申し上げます。

公認会計士・税理士 森 弘毅

配偶者居住権

配偶者なのだから当然居住権はあるのでは？

はい、もちろんあります、生存中は。

これは、「不動産の所有者が亡くなったあとの配偶者の居住権」ということです。

たとえば、不動産の所有者 A さんが亡くなり、相続人は妻 B と子 C 子 D の合計3名。この場合、遺言書がなければ、相続人全員で、だれが不動産を相続するかを決めることになります。

上記のようなケースでの相続登記手続きのご依頼があった場合、通常、ご自宅は妻である B さんが相続するのがよいのでは？

と提案させていただいております。もちろん、いろいろなご事情をお伺いしたうえで、別の選択肢もありますが、やはり、住み慣れたご自宅ですので、妻 B さんが相続するのが自然なのではないでしょうか。

もし、子 C が相続することになった場合、不動産の所有者は子 C になります。所有者は自由にその財産を処分することができるので、C は B が住んでいる家を売却することもできるのです。売却されたら B は住むことはできなくなります。それは困ったぞ、と。

そこで、配偶者居住権の制度の利用です。配偶者居住権は当然発生するものではなく、遺産分割などで配偶者の居住権を認めることを決める必要があります。遺産分割協議書にもその旨を記載しておきます。配偶者居住権は登記できますので、第三者に対抗できます。



配偶者居住権の期間は話し合いで短くすることもできますが、基本的には配偶者が亡くなるまで権利があります。これで安心して B は長年住み慣れた家に住み続けることができます。

ただし、その不動産が、もともと被相続人以外の第三者と共有だった場合は、配偶者居住権の制度は使えません。第三者の利益を害することになるからです。

ちなみに、この配偶者居住権は、建物についてのみ、さらに配偶者がその建物にもとから住んでいたことが要件になっています。配偶者が引き続き住み続けられるためのものということです。また、令和2年4月1日以降の相続が対象になります。

配偶者居住権を行使できるとはいえ、住む予定のない C が相続するより、配偶者である妻 B が相続して所有者になることが住み続けることのできるいちばんの安全策です。

司法書士 米澤 智子

源泉所得税とは

源泉徴収制度とは、給与や利子、配当、税理士等への報酬など所得を支払う者がその所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税を差し引いて国に納付する制度のことです。

今回は給与にかかる源泉所得税について取り上げてみたいと思います。

給与にかかる源泉所得税

給与支給の際にかかる源泉所得税は次の1～3の流れで計算します



1. 課税支給額を算出

課税支給額とは、源泉所得税の計算対象となる支給額の合計です。基本給、残業手当、各種手当などの合計金額から、欠勤、遅刻早退などの控除額を差し引きます。課税支給額には、非課税交通費や旅費などは含まれません。

2. 社会保険料を控除して課税対象額を算出

課税対象額は、課税支給額から社会保険料を差し引いた金額です。

3. 「給与所得の源泉徴収税額表」を使用して源泉所得税額を確定

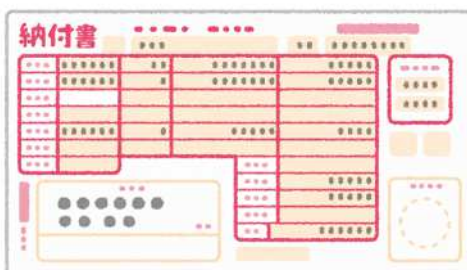
課税対象額から源泉所得税を求める時は「給与所得の源泉徴収税額表」を使用します。「給与所得の源泉徴収税額表」は、月額表と日額表の2種類です。

税額表には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人を対象とする甲欄、そのほかの人を対象とした乙欄、日雇い労働者を対象とした丙欄が設けられています。

源泉徴収税額表の該当する給与等の金額欄から源泉徴収税額を確認します。

預かっている源泉所得税は？

給与計算時に預かっている所得税は代理納付が必要となります。納付する時は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般分)」へ必要事項を記載して納付して下さい。納付は給与支給日の翌月10日までに納付します。



ただし納期の特例を受けている場合は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)」を使用し、7月10日・翌年1月20日までに納付します。

もし納付すべき所得税がない場合は、記載済みの「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」を所轄の税務署へ提出して手続き終了です。

渡邊 奈央美

確定申告を振り返って

確定申告業務に携わっている皆さま、3月15日までの申告業務、大変お疲れさまでした。

所得税15日、消費税は31日が期限であり、当該業務に限っては4月に入ってひと段落といったところでしょうか。

関与先様におかれましては、各種書類等のご協力誠にありがとうございました。皆さまのご協力なしには、この期間の申告業務を終えることはできません。例年のご理解とご協力に感謝いたします。

令和7年は所得税の基礎控除改正があり、多くの方が例年よりも納税額が抑えられた、もしくは還付での申告になった印象があります。国の政策によってさまざまな影響を受ける税務申告ですが、今年は特に納税者の皆さまの関心も高かったのではないのでしょうか。

毎年この時期だけお会いできる方や、新規に関与させていただいた方もおり、その数だけ多種多様な事業やそれに携わる方のお話を聞く機会があります。そのうえで新たな発見や事業に対するお心持ちなどにふれることができ、この仕事に関わらせていただいている醍醐味を感じているところであります。皆さまとの出会いに感謝しつつ、今年の課題点の整理と来年への備えをしていきたいと思っております。



令和8年も世界情勢や政府の動きに注目すべき年になるかと思っております。申告に関して何かご心配なことがございましたら、担当までご相談ください。事務所職員一同、皆さまのお役にたてるよう準備してお待ちしております。

今泉 典子

information

MyKomon をご活用ください

ご不明な点は担当者までお問い合わせください

セキュリティ対策が万全な
クラウド型ファイル共有ツール

共有フォルダ

共有フォルダとは

当事務所とお客様の専用オンラインサービスです。

データの受け渡しができ、お客様からの書類や当事務所からの納品物を保存することができます。

また、これらのデータはインターネットに接続できる環境であれば、

いつでも、どこでもデータを閲覧することができます。

セキュリティ対策・災害対策も万全ですので、大切なデータを安心して保管いただけます。

簡易課税制度について

簡易課税とは

消費税の計算方法の一つで、実際の仕入や経費ではなく「売上に対する一定割合」で仕入税額を計算する制度です。

対象となる事業者

以下の条件を満たす場合に選択可能です。

- ・基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下
- ・事前に「簡易課税制度選択届出書」を提出していること

※一度選択すると原則 2 年間は継続適用となります

計算方法（イメージ）

○本則課税の場合

消費税額＝売上の消費税－仕入や経費の消費税

○簡易課税の場合

消費税額＝売上の消費税×（1－みなし仕入率）

まとめ

簡易課税は、計算が簡単になる一方で、状況によって有利・不利が分かれる制度です。適用の可否については、事前の検討が重要となります。

ご不明点や適用のご相談につきましては、弊社事務所までお気軽にお問い合わせください。

藤生 将太郎

みなし仕入率（業種ごと）

区分	業種例	みなし仕入率
第 1 種	卸売業	90%
第 2 種	小売業	80%
第 3 種	製造業等	70%
第 4 種	その他（飲食・一般サービス等）	60%
第 5 種	サービス業（士業など）	50%
第 6 種	不動産業	40%

選択のポイント

以下のような場合は簡易課税が有利になりやすいです。

- ・仕入や外注費が少ない or 人件費中心のビジネス
- ・設備投資の予定が少ない

反対に、大きな設備投資がある場合は、本則課税が有利になるケースが多いです

自転車の新ルール

2026 年 4 月より自転車ルールが改正され、16 歳以上を対象に交通反則通告(青切符)制度が導入されました。これにより自動車ドライバーにも安全性向上のメリットや気をつける事といった影響もできます。

【自動車ドライバーへのメリット・影響】

- ✓ 自転車側の信号無視や逆走が減る
- ✓ 双方による一時停止の順守



急な飛び出しや予測不能な動きが減り、事故リスクの低下につながる！

- ✓ 自転車レーンの存在、優先道路での走行意識
- ✓ 左折時の巻き込み確認の徹底
- ✓ 車線が狭くなる



より慎重な運転が必要となり、運転ストレスや時間の増加につながる可能性がある



もしもの事故の時、「ルールを守っているかどうか」の重要度が責任判断にも影響を与えてしまいます。安全に走行することを今まで以上に気を付けて運転したいですね。

小林 有莉歩

令和8年4月分より子ども・子育て支援金の徴収が開始

令和8年4月1日から毎年度、医療保険者が、被保険者等から徴収する健康保険料に上乗せして「子ども・子育て支援金」を徴収することとなります。

そして以下の事業に1兆円程度を確保します。



子ども・子育て支援納付金を充当する事業

制度	制度の内容	開始時期
①児童手当の抜本的な拡充	所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額	令和6年10月から
②妊婦のための支援給付 (出産・子育て応援交付金)	妊娠・出産時に10万円の経済支援	令和7年4月から
③乳児等のための支援給付 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設	令和8年4月から給付化
④出生後休業支援給付 (育休給付率の手取り10割相当の実現)	子の出生後の一定期間内に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付と合わせて最大28日間に手取り10割相当となるよう給付の創設	令和7年4月から
⑤育児時短就業給付 (育児期の時短勤務の支援)	2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給	令和7年4月から
⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置	自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除	令和8年10月から
⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金	支援金の拠出が満年度化する令和10年度までの間に限り、①～⑥の費用の財源として発行	償還期限は令和33年度



今年は健康保険料率・介護保険料率の変更が3月分(4月納付分)にあり子ども・子育て支援金の開始が4月分(5月納付分)にありますので健康保険料の控除に関してご注意願います。

社会保険労務士 古川 弘樹

相続税 非上場株式の評価

最近では「NISA」という言葉がすっかり定着し、上場会社の株式を資産運用として保有する方も増えてきました。上場会社の株価なら、ネットで検索すれば一秒で現在の価値がわかります。

では、一般の中小会社の株価は、今いくらになるかご存知でしょうか？

日本企業の99%以上を占める中小会社。その多くは、社長や親族が株主となっている「同族会社」です。実は、この非上場株式も立派な「相続財産」に含まれます。移転があれば贈与税や譲渡所得の対象になります。しかし、上場株とは違い、市場などで売買されることがないため、客観的な株価が形成されていません。

そのため、税務上ではこの非上場株式を評価するために、財産評価基本通達の評価方法を用いて算定していきます。

評価には、主に会社規模に応じた3つの手法を使い分けます。

① 上場会社をモデルにする「類似業種比準方式」

事業規模の大きな会社(大会社)に適用される方法です。自分たちの会社と業種が似ている「上場会社」をモデルにして、その株価をベースに計算します。

比較するポイントは、主に「配当」「利益」「純資産」の3要素です。

非上場株式は流動性が低いため一定の調整は入りますが、業績や財務内容が極めて良好な会社であれば、上場している企業に負けないくらい、自社の評価額も高くなる場合があります。

② 会社の正味財産で測る「純資産価額方式」

個人事業に近い規模の会社(小会社)に適用される方法です。仮に今、会社を解散してすべての資産を売り払ったとしたら、手元にいくら残るか？という視点で計算します。

ここで注意したいのは、「帳簿上の金額」ではない点です。会社が数十年前に購入した土地や建物があれば、それらを現在の「時価」で評価し直します。

例えば、昔安く買った土地が値上がりしていたり、多額の含み益がある不動産を所有していたりすると、会社の資産価値が大きく膨らみ、比例して一株あたりの評価額も上がります。

③ 両方をミックスする「併用方式」

上記の中間にあたる規模の会社(中会社)では、①と②をミックスして計算します。会社の規模に応じて「類似業種を何%、純資産を何%」という割合(斟酌率)が決まっており、それらを組み合わせて算出します。

これら以外にも、会社を支配していない「配当をもらうだけの株主(従業員など)」が持つ株には、例外的に低い評価(配当還元方式)が認められることもあります。

以上のように、非上場株式の発行会社の規模は大小さまざまであることから、評価しようとする株式の発行会社の規模に応じて、それぞれの会社に適用すべき評価方式にて評価することとなります。



会社経営者の方は、不動産以外にも自社株式を保有している方が多いと思います。相続税計算における不動産価額が固定資産税評価額ではないのと同じように、自社株式の価格が額面や帳簿上の純資産額ではないことに注意してください。



相続税 基本的な仕組み

相続税とは？

個人の死亡により譲り受けた財産に課する税金です。

相続税の申告納付期限

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、申告、納税をします。

相続税の申告が必要な人

相続税は必ず課されるものではありません。

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」(①-②)が「遺産に係る基礎控除額」(③)を超える場合、相続税の申告をする必要があります。

① 相続税が課される財産

被相続人が亡くなった時点において所有していた、土地、建物、株式、預貯金や現金など金銭に見積もることができる全ての財産

家族の名義で登録した被相続人の財産も課税の対象

② 相続財産の価額から控除できる「債務」と「葬式費用」

被相続人の「債務」と被相続人の葬式に際して相続人が負担した「葬式費用」は、相続財産の価額から差し引かれる。

③ 遺産に係る基礎控除額

【算式】 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

まとめ

相続税の計算には、財産評価や遺産総額の確認など注意しなければならない点が多くあります。申告期限は相続から10か月以内と短いため、早めの準備が必要です。



役員報酬と法人税

役員報酬は「損金不算入」

法人税法上、役員報酬は利益操作を防ぐため、原則として経費(損金)になりません。ただし、以下の「3つの形式」のいずれかに該当し、かつ金額が「妥当」である場合に限り、例外的に損金算入が認められます。



損金算入が認められる3つの給与形式は以下の通りです。

① 定期同額給与

- ・1ヶ月以内の一定期間(通常は毎月)に、同じ金額を支給するもの。
- ・期首から3ヶ月以内の改定のみ有効。
- ・注意点として、途中で増減させると、全額または差額が損金として認められないリスクがあります。

② 事前確定届出給与(いわゆる役員賞与)

- ・あらかじめ「いつ、いくら払うか」を決め、税務署へ届け出るもの。
- ・原則として、決議から1ヶ月以内(または期首から4ヶ月以内)。
- ・注意点として1円でも1日でもズレると全額損金不算入になる非常に厳しいルールです。

③ 業績連動給与

- ・利益や株価に連動させるもの。主に上場企業向けで導入ハードルが極めて高いです。

※役員報酬は、要件を満たせば、法人税の損金(経費)として導入され、会社の利益を減らし法人税の軽減につながる。形式を守っていても、金額が不相当に高いと否認されてしまうので注意が必要。

砂場 潤子



ちょっと
ひと息



娘の通う佐野日本大学高等学校野球部が、12年ぶり関東地区代表として3月に選抜高等学校野球大会に出場しました。

前日夕方から全校生徒で甲子園球場にバスで向かい、到着後は雑魚寝で少しかだけ仮眠。当日はみんなでアルプススタンドで応援。結果は0-2、1回戦で敗退してしまいましたが、アルプススタンドの応援では、応援団優秀賞を受賞しました。

甲子園球場に応援に行けるなんてなかなかできることではありません。試合後は車中泊で帰宅するという強行日程でしたが、それも若いからこそ乗り越えられる貴重な体験だったとおもいます。

娘の高校生活も残り1年となってしまいましたが、高校生の今しかできないことを思いきり楽しんでほしいと思います。

小林 夏子



相続放棄や限定承認はいつまでに行う？ ～熟慮期間～

相続放棄とは、相続人が相続そのものを拒否することをいいます。相続放棄により、その相続人は最初から相続人にならなかったものとみなされます。(民法 939 条)

限定承認とは、相続財産に含まれている負債を相続財産の範囲で清算し、それでもし資産が残れば相続人がこれを相続し、もし資産が足りなくても相続人はそれ以上弁済する必要はないこととする手続きです。

どちらの手続きも家庭裁判所に申述して行いますが、その期限は相続の開始を知った時から3ヶ月以内です。この期間を「熟慮期間」といいます。

もしこの期間内に相続放棄や限定承認を行わなかった場合には、相続人は単純承認をしたものとみなされ(民法 921 条 2 号)、相続財産が負債ばかりだったとしても、相続人は自分の財産からその債務の弁済をしなければならなくなります。

また、熟慮期間内でも相続人が相続財産の全部または一部を処分した場合や、限定承認又は相続放棄をした後でも相続財産の全部または一部を隠したり、被相続人の債権者に不利益を与えることを承知の上でこれを消費したりした場合には、「法定単純承認」として単純承認したものとみなされますので注意が必要です。

(参考文献:民法の基礎知識 Q&A. 税務研究会)

依田 一恵

おすすめの1冊

自動的に富が増え続ける「お金」と「時間」の法則



2027 年開始予定の「こども支援 NISA(未成年者特定累積投資勘定)」について、投資経験者であっても約 7 割の方が「子どもに制度を説明できない」という不安をかかえているようです。また、日本人は金融リテラシーが低い傾向があり、かくいう私も、金融経済教育の必要性が高まっています。

本書は『貯金』と『投資』についてデータや根拠に基づいて意思決定を行える内容になっています。「お金をどう稼ぐ」だけではなく、「お金をどう働かせるか」を学んで、お金と上手に付き合ってください。

著者：ニック・マजूリー

訳：児島 修

出版社：ダイヤモンド社

田部井 理恵

税務・労務カレンダー

	税務	労務
5 月	<input type="checkbox"/> 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………5月11日(月)まで <input type="checkbox"/> 個人住民税の特別徴収税額の通知……………6月1日(月) <input type="checkbox"/> 3月決算法人の確定申告と納税……………6月1日(月)まで <input type="checkbox"/> 9月決算法人の中間(予定)申告……………6月1日(月)まで	<input type="checkbox"/> 4月入社社員の雇用保険資格取得届の提出締切日……………5月11日(月) <input type="checkbox"/> 4月分の社会保険料の口座振替日……………6月1日(月)



・自動車税は、4月1日現在の自動車所有者に対して課税されますので、期限までに納付しましょう。

6 月	<input type="checkbox"/> 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………6月10日(水)まで <input type="checkbox"/> 所得税予定納税額の通知……………6月15日(月) <input type="checkbox"/> 4月決算法人の確定申告……………6月30日(火)まで <input type="checkbox"/> 10月決算法人の中間(予定)申告……………6月30日(火)まで	<input type="checkbox"/> 5月分の社会保険料の口座振替日……………6月30日(火) <input type="checkbox"/> 労働保険の年度更新手続きの受付開始……………6月1日(月)～7月10日(金) <input type="checkbox"/> 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の作成……6月1日(月)～7月15日(水)
--------	--	---

- ・6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収が始まりますので、給与明細などへの記載を確認しましょう。
- ・賞与を支給した時は、「健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届」を支給日から5日以内に所轄の年金事務所に提出しましょう。
- ・4月に昇給等を実施した場合は、健康保険・厚生年金保険の「被保険者報酬月額変更届」の提出の要否を確認しましょう。
- ・労働保険の年度更新手続きの際に、雇用保険の加入手続き漏れや保険料控除もれがないか確認しましょう。

7 月	<input type="checkbox"/> 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………7月10日(金)まで <input type="checkbox"/> 納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納付……………7月10日(金)まで <input type="checkbox"/> 5月決算法人の確定申告……………7月31日(金)まで <input type="checkbox"/> 11月決算法人の中間(予定)申告……………7月31日(金)まで <input type="checkbox"/> 固定資産税第2期分の納付……………7月31日(金)まで	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出締切日……7月10日(金) <input type="checkbox"/> 労働保険の年度更新手続きの締切日……………7月10日(金) <input type="checkbox"/> 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出締切日……………7月15日(水) <input type="checkbox"/> 6月分の社会保険料の口座振替日……………7月31日(金)
--------	---	--

- ・試用期間終了に伴う対応
4月に入社した社員の試用期間を3ヶ月としている企業では、特段の問題がなければ7月から正式採用へ準備しましょう。
- ・社員が業務上の事故・疾病で4日未満の休業をした場合には、3ヶ月ごとにまとめて労基署に報告しなければなりません。4～6月分の提出期限は7月31日(金)までに。※但し、休業4日以上のものはその都度報告が必要。

